

## 公表における自己評価結果

事業所名	LikePot久留米		
		公表日	令和7年 3月 1日
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	スペースはあるが、中高生クラスの人数が増えているため一部過密になることがあるため工夫が必要。 天井が低い。
	2	利用定員や子どもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	他校の送迎を組み合わせるなどして、手薄な時間がなるべく少なくなるよう工夫している。 年齢別に二部屋に分かれて活動しているため、送迎などでスタッフが手薄になることがある。そこも踏まえて人員配置を検討ていきたい。
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	子ども達がわかりやすく過ごせるよう構造化された環境を取り入れている。 プレイルームのボルダリングの定期的な点検の実施が必要。 建物自体の劣化によるケガやアクシデントが起こらないよう、定期点検や補修を実施していく。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。	
	5	必要に応じて、子どもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	個室でのクールダウンが必要な場合は、部屋が使用できるよう確保している。また、クールダウンに必要な物品の準備を行っている。
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	現在は利用者・社内の2者評価を取っている。第三者など外部評価については、今後必要に応じて実施を検討する。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	社内研修に参加している。 外部研修の情報を定期的に得ている。
支援プログラム	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	公表の段階で、保護者へもお知らせする。
	12	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	

適切な支援の提供	15	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。		
	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。		
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。		
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	毎月、月案を作成し、曜日・月などで活動が重なりすぎないよう予定を立てて取り組んでいる。	
	19	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。		
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。		
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。		
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。		
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせて支援を行っているか。		
	25	子どもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。		
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。		
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。		
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。		
関係機関や保護者との連携	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。		
	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	必要に応じて、書面等で情報提供を行っている	
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。		

の連携	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他の子どもと活動する機会があるか。		
	33	(自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。	参加している。	一部職員が参加しているため、今後は、現場職員も含めて積極的に参加を行っていく。
	34	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。		
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。		
保護者への説明等	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。		
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。		
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。		
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。		
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。		
	41	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。		
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。		
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。		
	44	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。		
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。		地域で開催されているイベント等に参加することははあるが、こちらが主催しているイベントへの招待などは行っていない。今後検討を行っていく。
の実施	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	マニュアルは策定している。	計画的に研修や訓練を実施していきたい。
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		発生時に備え、今後も定期的な見直しをシミュレーション訓練を実施していく。
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。		
	49	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。		

非常時等の対応	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。		
	51	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。		今後、安全計画の周知の徹底と保護者への説明を行っていく
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。		
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。		
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	まずは利用者の特性から、どういった状況が想定されるのか？をスタッフ間で確認している。やむを得ない状況の共通理解を図り、やむを得ず身体拘束が必要と判断される場合とその方法などについて、スタッフ保護者と確認し必要に応じて、計画への記載を行うようにしている。	